

# (消費生活用製品安全法) 子供用特定製品の指定の追加

令和8年3月19日

産業保安・安全グループ 製品安全課

# 乳幼児用ベッドガード及びベビーカーの子供用特定製品への指定について

- 令和7年9月30日に消費経済審議会製品安全部会において政令改正事項に関する諮問を行い、**乳幼児用ベッドガード及びベビーカーについて特定製品及び子供用特定製品へ指定**することについて適当である旨答申を受けた。
- その後、関係規定の検討を行い、関係者との調整を経て、**省令案等についてパブリックコメントを実施中。**

## 【パブリックコメント期間】

- 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令案（技術基準省令案）  
令和8年2月24日～令和8年3月25日
- 消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（案）（解釈通達案）  
令和8年2月25日～令和8年3月26日

## 【施行スケジュール（案）】

- 消費生活用製品安全法施行令：令和8年4月上旬公布、令和8年7月上旬施行
- 技術基準省令及び解釈通達：令和8年4月下旬公布、令和8年7月上旬施行（子供用特定製品関係に限り）
- 経過措置期間：乳幼児用ベッドガードについては1年間（令和9年7月上旬まで）、  
ベビーカーについては2年間（令和10年7月上旬まで）

## 規定事項

※なお、今回の省令・解釈通達の改正事項には、子供用特定製品以外の事項も含まれる。

### 技術基準省令案について

- 技術上の基準（別表第一関係）
- 型式の区分（別表第二関係）
- 子供用特定製品の使用に関して注意を促すための文言（警告表示）（別表第二の二関係）
- 子供用特定製品の表示（別表第五関係）

### 解釈通達案について

- 今回指定する子供用特定製品の解釈について
- 今回指定する子供用特定製品の技術上の基準の解釈について
- 今回指定する子供用特定製品の型式の区分の解釈について
- 今回指定する子供用特定製品の警告表示の解釈について
- 今回指定する子供用特定製品の表示の解釈について

# 「乳幼児用ベッドガード」とは

＜乳幼児用ベッドガードの規定（消費生活用製品安全法施行令別表第1）＞

十四 乳幼児用ベッドガード（主として家庭において出生後六十月以内の乳幼児のベッドからの転落を防止するためにベッドに取り付けて使用することを目的として設計した柵その他の器具をいう。）



（写真出典）一般財団法人製品安全協会 提供

## ＜政令規定の解釈（解釈通達）＞

### 主として家庭において

- 病院、保育所等で使用されるために特別に設計された乳幼児用ベッドガードは、規制の対象外。  
管理者（専門的な知識を有する者等）が存する施設での使用が目的のため、規制の必要はないとの趣旨によるもの。
- 他方、病院、保育所等で使用される乳幼児用ベッドガードあっても、それが一般消費者が家庭において使用することを目的として設計されたものであれば、規制の対象とする。
- デパート等のベビー・ルーム、休憩室等において使用される乳幼児用ベッドガードもその使用の態様は家庭における場合と同様であるため、規制の対象とする。

### 「出生後60月以内の乳幼児のベッドからの転落」の規定における「ベッド」

- ここでの「ベッド」は、乳幼児用ベッド以外のベッド（大人用のベッド）であって、乳幼児用ベッドの内部に入れて使用するベッドガードは規制の対象としない。

### 出生後60月以内の乳幼児のベッドからの転落

- 出生後60月以内の乳幼児のベッドからの転落を防止するための製品による事故が生じた状況を考慮したもの。
- なお、**出生後18月未満の乳幼児が死亡する重大製品事故が生じた**といった事故実態等を踏まえ、**乳幼児用ベッドガードを使用した出生後18月未満の乳幼児の睡眠は窒息等のリスクが高い**と考えられる。
- 技術基準省令別表第1の2に規定する使用に適した年齢に関する基準を踏まえ、別表第2の2の規定に基づき使用に適した年齢を表示し、**出生後18月未満の乳幼児に使用させない**こととする。

# 乳幼児用ベッドガードの技術基準

- 関連する国際規格に整合していれば技術基準適合とみなす旨、解釈通達で示す。

## ＜乳幼児用ベッドガードの技術基準（技術基準省令別表第1）＞

- 1 乳幼児が触れるおそれのある部分には、接触による身体上の損傷のおそれがないこと。
- 2 組立式のものにあつては、組立てが容易にでき、組立ての誤りを生じにくい構造を有すること。
- 3 乳幼児の指が挟まれにくい構造を有すること。
- 4 乳幼児の身体が挟まれにくい構造を有すること。
- 5 乳幼児の衣服のひも等が引つ掛かりにくい構造を有すること。
- 6 骨組みを有するものにあつては、ベッド（乳幼児用ベッドを除く。）の両端と乳幼児用ベッドガードの両端との隙間に、乳幼児の身体が通る間隔を有すること。
- 7 折りたたむことができる構造を有するものにあつては、使用中容易に折りたたみができない構造で、折りたたみを固定する装置は乳幼児が容易に操作できないこと。
- 8 使用中に受ける応力に耐えうる機械的強度を有すること。
- 9 使用時にマットレスとの間に、乳幼児の身体が挟まれるおそれのある隙間ができないこと。
- 10 部品を相互に接続するための接続部品を有するものにあつては、容易に外れないよう確実に取り付けることができる構造を有すること。
- 11 接続部品及び付属品は、窒息のおそれがない大きさであること。
- 12 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

## ＜国際規格や関連民間規格の扱い（解釈通達別表・法令適用事前確認手続き（ノーアクションレター））＞

1～6及び8～11 以下の規格に適合する製品は、技術上の基準に適合する。

ASTM F2085-19

なお、技術上の基準を満たす解釈は、上記に限定されるものではなく、十分な技術的根拠があれば技術上の基準に適合していると判断し得るものである。

7 目視及び操作等により確認すること。

12 表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視により確認すること。

国内の民間規格の取扱いについても、関係団体からの申し出を踏まえ、その取扱いを示す予定。

# 乳幼児用ベッドガードの届出（型式区分）

- 乳幼児用ベッドガードの製造・輸入事業者は、氏名又は名称及び住所等に加え、**型式の区分**を届け出ることが必要。

## ＜乳幼児用ベッドガードの型式区分（技術基準省令別表第2）＞

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
1 4. 乳幼児用ベッドガード	骨組み	(1) あるもの (2) ないもの
	転落を防止する部位の構造	(1) 柵状のもの (2) ネット状のもの (3) クッション状のもの (4) その他のもの
	折りたたむことができる構造	(1) あるもの (2) ないもの
	骨組みの組立て	(1) あるもの (2) ないもの
	固定用器具	(1) あるもの (2) ないもの
	付属品	(1) あるもの (2) ないもの

### 型式の区分の固定用器具

乳幼児用ベッドガードをマットレスに取り付けるためのベルト又はベッドに固定するための部品を有するものをいう。また、マットレスの下にパイプを挟む製品やマットレスのシーツ等の内部に入れて使用する製品については、技術基準省令別表第2に掲げる乳幼児用ベッドガードの型式の区分に定める固定用器具のうち「(2) ないもの」に該当するものとする。

# 乳幼児用ベッドガードの警告表示

- 乳幼児用ベッドガードの、使用年齢基準に沿って定めた対象年齢、保護者が見守る旨等の注意表示を求める。
- 対象年齢の表示は、日本の一般消費者が容易に理解できる方法で表示することを求める。

## <注意表示（技術基準省令別表第2の2）>

要素	表示すべき文言
全てのもの	一 使用に適した年齢 二 出生後十八月未満の乳幼児には使用しない旨 三 窒息や身体の圧迫についての危険性がある旨 四 枕その他の窒息の可能性のあるものを乳幼児用ベッドガードとマットレスとの隙間に入れて使用しない旨 五 複数の製品を使用しベッドを完全に囲むような使用を行わない旨 六 ベッドへ固定する際に取扱説明書の指示のとおり固定する旨 七 使用可能なベッド及びマットレス

### 出生後18月未満の乳幼児には使用しない旨

別表第2の2中「出生後18月未満の乳幼児には使用しない旨」とは、出生後18月未満の乳幼児が死亡する重大製品事故等を踏まえ、乳幼児用ベッドガードを使用した出生後18月未満の乳幼児の睡眠は窒息等のリスクが高いと考えられることから、表示すべき文言として、使用に適した年齢とともに、使用に関して注意を促すための文言を規定したものである。なお、「2歳未満の乳幼児には使用しない旨」など、18月を超える月齢を規定し、その月齢未満には使用しない旨などの文言で表示することもできる。

### 使用可能なベッド及びマットレス

乳幼児用ベッドガードをマットレスに取り付ける際、サイズが合わないベッドやマットレスに取り付けると乳幼児用ベッドガードとマットレスの間に、乳幼児の身体が挟まれるおそれのある隙間ができ、窒息等により死亡するリスクが高い。そのため、別表第2の2中「使用可能なベッド及びマットレス」とは、使用することができないベッドの種類並びにベッド及びマットレスの寸法について表示することをいう。

# 乳幼児用ベッドガードの必要な表示の方法

- 乳幼児用ベッドガードの必要な表示（子供PSCマーク・警告表示）は、乳幼児用ベッドガードの表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する。

## <乳幼児用ベッドガードの表示の方法（技術基準省令別表第5）>

乳幼児用ベッドガードの表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

### 乳幼児用ベッドガードの表示の方法

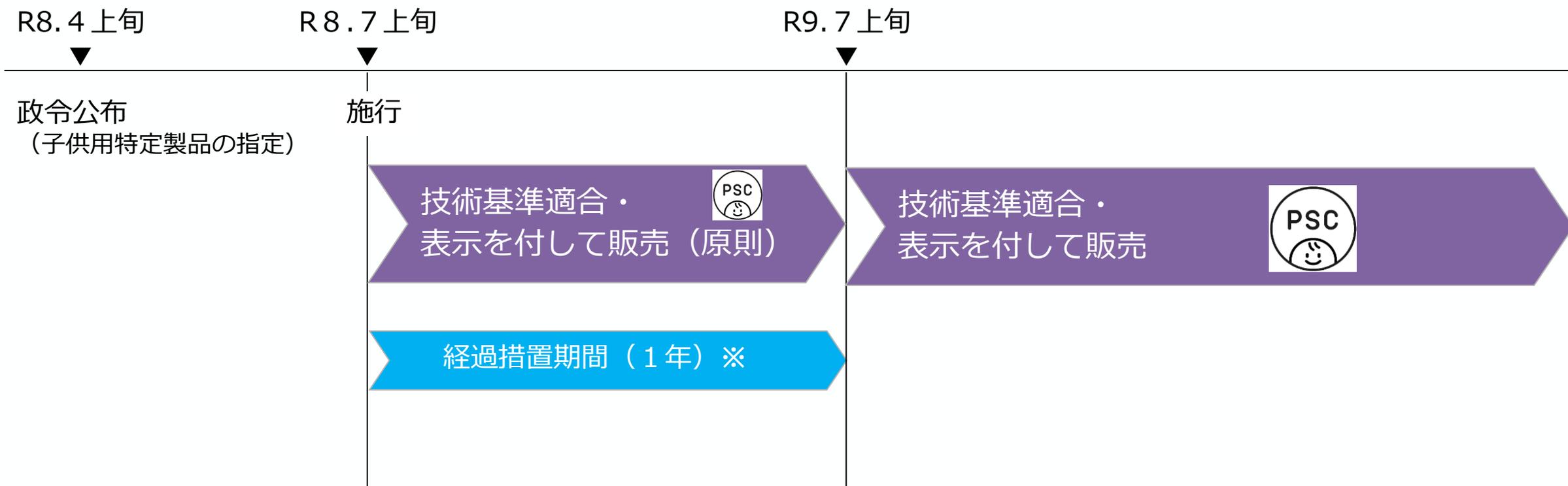
- 乳幼児用ベッドガードの表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する。なお、乳幼児用ベッドガードをマットレスに取り付けた際に容易に確認できない箇所に表示した場合は、「表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示」に当たらない。

### 乳幼児用ベッドガードの広告

- 乳幼児用ベッドガードについて、出生後18月未満の乳幼児の睡眠のために利用するような文書、絵図、写真、動画その他の表示（製品の容器包装における表示を含む。紙、電子等の媒体は問わない。）をしてはならない。

# 乳幼児用ベッドガードに係る施行について

- 乳幼児用ベッドガードに係る経過措置期間は「政令の施行の日から1年間」とする。
- 経過措置期間中に、安全性に問題のある製品が出回らないように、消費者に対する製品の安全性に関する広報を実施する。



## ※経過措置について

改正後の別表第一第十四号に掲げる特定製品であって改正後の第三条に規定する子供用特定製品であるものの製造、輸入又は販売の事業を行う者は、この政令の施行の日から一年間は、消費生活用製品安全法第四条第二項の規定にかかわらず、同法第十三条第一項（同法第六条第二号に規定する特定輸入事業者の輸入に係るものである場合にあっては、同法第十三条第二項）及び第三項の規定による表示が付されていない当該子供用特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列することができる。

# 「ベビーカー」とは

＜ベビーカーの規定（消費生活用製品安全法施行令別表第1）＞

十五 ベビーカー（主として家庭において出生後三十六月以内の乳幼児の運送に使用することを目的として設計した歩きながら用いる小型の車をいう。）



（写真出典）一般財団法人製品安全協会 提供

## ＜政令規定の解釈（解釈通達）＞

### 主として家庭において

- 病院、保育所等で使用されるために特別に設計されたベビーカーは、規制の対象外。  
管理者（専門的な知識を有する者等）が存する施設での使用が目的のため、規制の必要はないとの趣旨によるもの。
- 他方、病院、保育所等で使用されるベビーカーであっても、その使用の態様が家庭における場合と同様であり、それが一般消費者が家庭において使用することを目的として設計されたものであれば、規制の対象とする。
- **デパートや遊園地等において使用されるベビーカーもその使用の態様が家庭における場合と同様であるので、通常は、「主として家庭において」使用することを目的として設計したものに該当し、規制の対象とする。**

### 出生後36月以内の乳幼児の運送に使用することを目的として設計した歩きながら用いる小型の車

- 出生後36月を超える乳幼児の運送に使用することを目的として設計したものであっても、**出生後36月以内の乳幼児の運送に使用することが想定され得る製品**については、規制の対象とする。

### 乳幼児の運送に使用する

- ペダルその他の乳幼児の力により走行させる装置を備える**三輪車及び乗用玩具並びに荷物を運搬するためのキャリーケースで座席を有する製品等**は、**乳幼児の運送以外の用途に使用されるものであるため規制の対象としない。**
- 乳幼児の月齢に応じて、**他の用途にも使用できる機能を有し形状を変更することができる製品**については、「**乳幼児の運送に使用する**」場合は**規制の対象とする。**
- また、**チャイルドシート**を車体に固定してベビーカーとして使用する製品については、規制の対象とする。当該製品のチャイルドシート部分を**チャイルドシートとして使用する**場合にあっては、**消費生活用製品安全法施行令第二十条及び別表第四第二号に規定する装置**であり、規制の対象としない。

# ベビーカーの技術基準

- 関連する国際規格に整合していれば技術基準適合とみなす旨、解釈通達で示す。

## ＜ベビーカーの技術基準（技術基準省令別表第1）＞

- 1 乳幼児が触れるおそれのある部分には、接触による身体上の損傷のおそれがないこと。
- 2 乳幼児の手足の届く範囲に、乳幼児の指が挟まれにくい構造を有すること。
- 3 乳幼児が触れるおそれのある範囲にある可動部分及び折りたたむことができる構造を有するものにあつては、身体上の損傷のおそれがないこと。
- 4 折りたたむことができる構造を有するものにあつては、開閉が容易で、展開時に意図しない解除のおそれがないこと。
- 5 駐車させるため必要な装置を有し、その操作部は乳幼児が操作できないものであること。
- 6 使用中に転落を防止するための乳幼児の身体を十分に保持できる構造を有すること。
- 7 使用中に受ける応力に耐えうる機械的強度及び安定性を有すること。
- 8 座席部分の取り外しができるもの又は座席部分に他の座席を取り付けることができるものにあつては、容易に外れない構造を有すること。
- 9 乳幼児の手の届く範囲の接続部品及び付属品は、窒息のおそれがない大きさであること。
- 10 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

## ＜国際規格や関連民間規格の扱い（解釈通達別表・法令適用事前確認手続き（ノーアクションレター））＞

1～9 以下の規格に適合する製品は、技術上の基準に適合する。

ISO 31110:2020及びEN 1888-1:2018+A1:2022又はASTM F833-21

なお、技術上の基準を満たす解釈は、上記に限定されるものではなく、十分な技術的根拠があれば技術上の基準に適合していると判断し得るものである。

また、消費生活用製品安全法施行令第二十条に基づき消費生活用製品安全法施行令別表第四第二号に規定されている自動車の装置を構造に含むものにあつては、当該装置自体は道路運送車両法の規制対象となり、消費生活用製品から除かれるものであること。

10 表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視により確認すること。

国内の民間規格の取扱いについても、関係団体からの申し出を踏まえ、その取扱いを示す予定。

# ベビーカーの届出（型式区分）

- ベビーカーの製造・輸入事業者は、氏名又は名称及び住所等に加え、**型式の区分**を届け出ることが必要となる。

## ＜ベビーカーの型式区分（技術基準省令別表第2）＞

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
15. ベビーカー	形状	(1) 座面と背当から構成されるものであつて、使用時の座面に対して背当のなす最小の角度が95度以上のもの（(2)に掲げるものを除く。） (2) 座面と背当から構成されるものであつて、使用時の座面に対して背当のなす最小の角度が95度以上であり、かつ、座面に対して背当のなす最大角度が150度以上のもの (3) 箱形のもの (4) その他のもの
	折りたたむことができる構造	(1) あるもの (2) ないもの
	車輪の数	(1) 三輪のもの (2) 四輪のもの (3) その他のもの
	乗車定員	(1) 一人のもの (2) その他のもの
	座席部分の取り外し	(1) 取り外しが可能なもの (2) その他のもの
	日よけ	(1) あるもの (2) ないもの
	付属品	(1) あるもの (2) ないもの

### 型式の区分の形状

- ベビーカーとして複数の形状を有する製品については、複数の型式に該当するものとする。

### 型式の区分の車輪の数

- 車輪を各々の脚の両側に備えるものその他の複輪のものについては、複輪を一単位とする。

# ベビーカーの警告表示及び必要な表示の方法

- ベビーカーの、使用年齢基準に沿って定めた対象年齢、保護者が見守る旨等の注意表示を求める。
- 対象年齢の表示は、日本の一般消費者が容易に理解できる方法で表示することを求める。

## <注意表示（技術基準省令別表第2の2）>

要素	表示すべき文言
全てのもの	一 使用に適した年齢 二 使用時に保護者が離れない旨 三 展開の操作が完了し、折りたたむことができる構造が固定された状態で使用する旨 四 折りたたみの操作は乳幼児から離れて行う旨
箱形以外のもの	シートベルトを装着して使用する旨
箱形のものであつて、乳幼児が座ることができるようになった際も使用するもの	乳幼児が座ることができるようになったら、シートベルトを装着して使用する旨

## <ベビーカーの表示の方法（技術基準省令別表第5）>

ベビーカーの表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。ただし、乳幼児の身体を保持する構造が車体から分離するものにあつては、ベビーカーとして使用する場合において、見やすい箇所に表示すること。

**ただし、乳幼児の身体を保持する構造が車体から分離するものにあつては、ベビーカーとして使用する場合に表示すること**

- 座席部分の取り外しができるものやチャイルドシートを車体に固定してベビーカーとして使用可能なもの等、多様な製品の流通の状況を考慮したものである。このような製品については、ベビーカーとして使用する場合において、見やすい箇所に表示すること。  
なお、ベビーカーの車体本体に縫い付けてあるタグは製品本体とみなす。

# ベビーカーに係る施行について

- ベビーカーに係る経過措置期間は「政令の施行の日から2年間」とする。
- 経過措置期間中に、安全性に問題のある製品が出回らないように、消費者に対する製品の安全性に関する広報を実施する。



## ※経過措置について

改正後の別表第一第十五号に掲げる特定製品であって改正後の第三条に規定する子供用特定製品であるものの製造、輸入又は販売の事業を行う者は、この政令の施行の日から二年間は、消費生活用製品安全法第四条第二項の規定にかかわらず、同法第十三条第一項（同法第六条第二号に規定する特定輸入事業者の輸入に係るものである場合にあっては、同法第十三条第二項）及び第三項の規定による表示が付されていない当該子供用特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列することができる。

# 施行に向けた周知について

- 引き続き、業界団体や流通関係者への説明、実際の使用状況を踏まえた一般消費者向けの周知等を実施。

## 【準備中のフライヤー案】

出産予定・子育て中のご家族、  
または贈りものをしたいあなた！

おもちゃ ベビーベッド ベビーカー ベッドガード

を購入する際は

**子供PSCマーク**  
をご確認ください！



特別特定製品である  
子供用特定製品



特別特定製品以外の  
子供用特定製品

4つの子供用特定製品で安全基準が設けられました。  
このマーク表示は安心のしるしです。

既にマーク表示が始まっている製品

**3歳未満向け玩具**  
令和7年12月25日より前に製造・輸入されたものは子供PSCマークの表示なしで販売可能です。その場合、子供達の安全のため、日本玩具協会が発行するSTマークを確認することも有用です。



**乳幼児用ベッド**  
令和9年3月24日まで、子供PSCマークの代わりに従来のひし形PSCマークが表示された製品も販売されます。

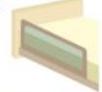


令和8年7月 日よりマーク表示が始まる製品

**ベビーカー**  
令和 年 月 日までは、マーク等の表示が無い製品も販売されます。



**乳幼児用ベッドガード**  
令和 年 月 日までは、マーク等の表示が無い製品も販売されます。



## 指定乳幼児用製品を扱う時の注意ポイント

対象年齢  
0才以上

### 3歳未満向け玩具

- 事故を防ぐため、必ず玩具のパッケージなどに表示されている「対象年齢」を守って遊びましょう。
- 3歳未満のお子様には誤飲のおそれがある「小さな部品」や「小さな球」がある玩具は避けましょう。
- お子様が玩具で遊ぶ際には、使用上の注意をしっかりと確認し、守りましょう。

×対象年齢  
3才以上



### ベビーカー

- シートベルトはしっかりと締めましょう。
- お子様を乗せたまま、ベビーカーを離れないでください。
- 開閉の際にはそばにお子様がいなくても確認しましょう。



### 乳幼児用ベッド

- マットレスや敷き布団を使用する際には、ベッドの枠との間に隙間が出来ないようにしましょう。
- 床板を動かせるベッドの場合は、つまり立ちが出来るようになったら、床板の位置を下げましょう。



対象年齢  
18月以上

### 乳幼児用ベッドガード

- 死亡事故につながるおそれがあるため、対象年齢を守り、18月未満の乳幼児には使ってはけません。
- マットレスとベッドガードに隙間ができないように設置しましょう。隙間があるとお子様が挟まれて窒息のおそれがあります。



お子様の身を守るためには、製品ごとの注意ポイントに気をつけるとともに、製品の安全確保に前向きに取り組む企業の製品を選択することも大切です。万が一、製品による事故が発生してしまった場合には、製品を購入した店舗やメーカーなどへ正確な情報を報告することや製品の回収などにご協力をお願いいたします。

# 新たな乳幼児用製品等への対応の推進

- 乳幼児用ベッドについては、既に子供用特定製品として指定されており規制の対象となっているが、近年、新たな機能が付加された製品や、新たな構造・材質である製品の流通が確認されている(例：ベッドサイドスリーパー、乳幼児用の小型ベビーベッド)。
- 新たな構造等をもつ製品も規制の対象として技術基準への適合が義務付けられるものであることを改めて整理・明確化するとともに、技術基準省令を改正し、これらの製品についても十分に安全を確保できる技術基準へと見直すことの検討を進めていく。
- その他、重大製品事故が発生している抱っこひも、乳幼児用椅子等についても、国際規格の議論等を踏まえながら、子供用特定製品への指定について検討を行っていく。



ベッドサイドスリーパー



乳幼児用の小型ベビーベッド



抱っこひも



乳幼児用椅子

(写真出典) 第17回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会 資料3より抜粋

(写真出典) 一般財団法人製品安全協会 提供